

令和 4 年度 消費者教育推進の取組

1 概 要

令和 4 年 3 月に策定予定である、静岡県消費者基本計画に沿い、以下のとおり、「自ら学び自立し行動する消費者の育成」を目的とした消費者教育推進の取組を展開していく。

2 事業概要

施策の柱	主な取組内容
持続可能なくらしの実現に向けた 県民意識への醸成	(1) 人が幸せになるエシカル消費の普及啓発 ・消費者と事業者の双方に向けた啓発事業の実施 ・SDGsとエシカル消費に関する出前講座の実施
ライフステージに 対応した多様な場における消費者教育・ 啓発の推進	(1) 学校、地域、職域への出前講座の実施 ・消費者教育出前講座の実施 ・高校生消費者教育出前講座の実施 （消費生活相談員、消費者教育講師の派遣） ・保護者向け消費者教育出前講座の周知
	(2) 消費者団体と連携した消費者学習支援の推進 ・地域消費者生活講座の実施（県消費者団体連盟へ委託）
	(3) 情報誌やポータルサイトによる情報発信
	(4) インターネットを活用した消費者被害防止啓発の実施 ・若者に向け消費者被害防止教育情報を発信
	(5) 消費者被害防止キャンペーンの実施
消費者教育の担い手 となる人材の養成	(1) 教員向け消費者教育の実践に関する研修の実施 ・教員向け消費者教育実践講座の実施 ・常葉大学教職大学院（専門職大学院）での講義 ・小中学校における情報モラル教育実践研修の実施 （教育委員会と連携）
	(2) 消費者教育講師フォローアップ研修の実施

3 取組状況

施策の柱	区 分	令和4年度の取組
持続可能なくらしの実現に向けた県民意識の醸成	(1) 人が幸せになる エシカル消費の推進	<p>消費者と事業者の双方に対し、普段の生活にエシカルな視点をプラスすることで、自身の心が豊かになるとともに、未来の人々の幸せにつながる「エシカル消費」への共感を広げる取組を展開する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県ポータルサイトやエシカルロゴマークを活用した事業を展開。消費者が「エシカル消費」を知り、身近に感じることで認知度向上を図り、日常生活において何か一つでも「エシカル消費がプラス」されるよう促進 ・ 啓発リーフレットの制作 ・ エシカル消費とSDGsに関する出前講座の実施
	ライフステージに対応した多様な場における消費者教育・啓発の推進	(1) 学校、地域、職域への 出前講座実施
(2) 消費者団体と連携した 消費者学習支援の推進		<p>静岡県消費者団体連盟へ委託し、地域消費者生活講座の実施した。</p>
(3) 情報誌や ポータルサイトによる 情報発信		<p>悪質商法に対する注意喚起や消費者教育に関する情報等、各種情報発信ツールを活用した啓発を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生活情報誌「くらしのめ」発行 <ul style="list-style-type: none"> ・ 発行回数3回（増刊号（高齢者特集号）は組回覧） ○高齢者啓発リーフレットの作成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 発行回数1回
(4) インターネットを活用 した消費者被害防止啓発 の実施		<p>若者の消費者被害未然防止のため、若者向け消費者被害防止サイトを随時更新し、消費者庁や国民生活センターから情報提供のあった消費者トラブル事例等を中心に、注意喚起を行う。</p>
(5) 消費者被害防止 キャンペーン実施		<p>市町、関係機関及び消費者団体等の幅広い参加の下、全県で消費者問題に関する教育・啓発及び悪質商法への注意喚起を行う街頭キャンペーン等を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者月間（5月） ・ 消費者被害防止月間（12月） ・ 若者主体の消費者教育・啓発事業
消費者教育の担い手となる人材の養成	(1) 教員向け消費者教育の 実践に関する研修の実施	<p>学校における消費者教育を支援するため、教員を受講対象とした講座を開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○常葉大学教職大学院（専門職大学院）での講義 <ul style="list-style-type: none"> ・ 6～7月開催予定 ○教員向け情報モラル研修（オンライン研修） <ul style="list-style-type: none"> ・ 7/27 総合教育センター ○教員向け消費者教育実践講座 <ul style="list-style-type: none"> ・ 8月開催予定
	(2) 消費者教育講師 フォローアップ研修 の実施	<p>消費者教育出前講座の担い手となる消費者教育講師等を対象に研修を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○消費者教育講師フォローアップ研修 <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施方法や時期は今後検討